

広島県告示第七百八十七号

令和二年広島県告示第千二百二十八号で公表した広島県資源管理方針の一部を変更したの
で次のとおり公表する。

令和八年六月二十九日

広島県知事 横 田 美 香

変更後	変更前
<p data-bbox="546 284 801 312">広島県資源管理方針</p> <p data-bbox="237 357 474 386">第1～第4 (略)</p> <p data-bbox="237 430 1108 459">第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p data-bbox="271 467 495 496">1 特定水産資源</p> <p data-bbox="293 504 1108 715">特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。</p> <p data-bbox="271 943 689 971">2 特定水産資源以外の水産資源</p> <p data-bbox="293 979 1108 1153">特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。</p> <p data-bbox="293 1161 1108 1335">法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、（削る）最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定し、<u>現行の資源管理に係る取組を維持し当該水産資源の漁ろうの実績等に関する情報の収集を充実させつつ、当該資</u></p>	<p data-bbox="1442 284 1697 312">広島県資源管理方針</p> <p data-bbox="1133 357 1370 386">第1～第4 (略)</p> <p data-bbox="1133 430 2004 459">第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p data-bbox="1167 467 1391 496">1 特定水産資源</p> <p data-bbox="1189 504 2004 715">特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。</p> <p data-bbox="1189 722 2004 896"><u>また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。</u></p> <p data-bbox="1167 943 1585 971">2 特定水産資源以外の水産資源</p> <p data-bbox="1189 979 2004 1153">特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。</p> <p data-bbox="1189 1161 2004 1299">法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、<u>利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。</u></p>

源管理に係る取組の検証を行い、必要に応じて取組内容の改良等を図るものとする。

(削る)

3 漁業者自身による自主的な取組

我が国においては、法制度に基づく公的な規制に加えて、休漁、体長制限、操業期間・区域の制限等の漁業者自身による自主的な資源管理のための取組が行われてきている。このような自主的な取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法となりやすく、また、資源を利用する当事者同士の合意に基づいていることから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所を有する。

こうした資源管理の取組は引き続き重要であることから、知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第 6 ～ 第 8 (略)

(別紙 1 - 1) ～ (別紙 1 - 4) (略)

(別紙 1 - 5)

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 ～ 第 8 (略)

(別紙 1 - 1) ～ (別紙 1 - 4) (略)

(別紙 1 - 5)

第1 特定水産資源
まさば及びごまさば太平洋系群

第2～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
第2の1に定める広島県まさば及びごまさば漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である6,182隻とする。

第5 (略)

(別紙1-6) (略)

(別紙1-7)

第1 特定水産資源
ぶり

第2～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
第2の1に定める広島県ぶり漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である6,182隻とする。

第1 特定水産資源
まさば及びごまさば太平洋系群

第2～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
第2の1に定める広島県まさば及びごまさば漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である6,229隻とする。

第5 (略)

(別紙1-6) (略)

(別紙1-7)

第1 特定水産資源
ぶり

第2～第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
第2の1に定める広島県ぶり漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である6,229隻とする。

第5 (略)

(別紙2) (略)

(別紙3-1) (略)

(別紙3-2)

第1 水産資源
さわら瀬戸内海系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-3)

第1 水産資源
まだい瀬戸内海中・西部系群

第2 (略)

第5 (略)

(別紙2) (略)

(別紙3-1) (略)

(別紙3-2)

第1 水産資源
さわら瀬戸内海系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-3)

第1 水産資源
まだい瀬戸内海中・西部系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-4)

第1 水産資源
ひらめ瀬戸内海系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-4)

第1 水産資源
ひらめ瀬戸内海系群

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 （略）

（別紙3－5） （略）

（別紙3－6）

第1 水産資源
とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 （略）

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 （略）

（別紙3－7）

第1 水産資源
たちうお瀬戸内海

第4 （略）

（別紙3－5） （略）

（別紙3－6）

第1 水産資源
とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 （略）

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 （略）

（別紙3－7）

第1 水産資源
たちうお瀬戸内海

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-8)

第1 水産資源
まあなご瀬戸内海

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-8)

第1 水産資源
まあなご瀬戸内海

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-9)

第1 水産資源
がざみ瀬戸内海

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-10)

第1 水産資源
あさり瀬戸内海

第2 (略)

第4 (略)

(別紙3-9)

第1 水産資源
がざみ瀬戸内海

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-10)

第1 水産資源
あさり瀬戸内海

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-11)

第1 水産資源
すずき広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-11)

第1 水産資源
すずき広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-12)

第1 水産資源
さより広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-13)

第1 水産資源
あみ（あきあみ）広島県海域

第2 (略)

第4 (略)

(別紙3-12)

第1 水産資源
さより広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-13)

第1 水産資源
あみ（あきあみ）広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-14)

第1 水産資源
まだこ広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-14)

第1 水産資源
まだこ広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を利用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-15)

第1 水産資源
いか類広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-16)

第1 水産資源
まなまこ広島県海域

第2 (略)

第4 (略)

(別紙3-15)

第1 水産資源
いか類広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-16)

第1 水産資源
まなまこ広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 (略)

(別紙3-17)

第1 水産資源
ひじき広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 (略)

(別紙3-17)

第1 水産資源
ひじき広島県海域

第2 (略)

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する広島県資源管理協議会においても、検証を行うものとする。

第4 （略）

第4 （略）